

# 委 託 仕 様 書

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

1. 本委託仕様書は、箕面市が別途発注する「北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計業務委託その1」及び「北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計業務委託その2」における設計監理支援業務(以下「業務」という。)に適用する。
2. 設計書、現場説明書(現場説明に対する質問回答書を含む。)、仕様書、契約書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

### 第2条 用語の定義

本委託仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「発注者」とは、箕面市長をいう。
- (2)「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「監理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の監理を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4)「主任担当者」とは、業務従事者に対し、業務の処理のための指揮、監督、助言等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (5)「業務従事者」とは、受注者が委託業務を専任的に処理するために使用する者をいう。
- (6)「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって再委託する者をいう。
- (7)「指示」とは、発注者が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (8)「承諾」とは、受注者が発注者に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、発注者が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (9)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (10)「報告」とは、受注者が発注者に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (11)「提出」とは、受注者が発注者に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (12)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月目を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (13)「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために監理技術者等と発注者が面

談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

- (14) 「詳細設計」とは、箕面市が別途発注する「北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計業務委託その1」及び「北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計業務委託その2」をいう。
- (15) 「設計基準」とは、設計要領書等をいう。

### 第3条 基本的処理方針

受注者は、本業務を実施する場合において、確実に実施できる執行体制を整え、本委託仕様書、運用方針及び箕面市が別途発注する詳細設計における設計基準等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

### 第4条 再委託

次の各号に掲げる「主たる部分」は、受注者は再委託することはできない。

- 1. 主たる部分
  - (1) 本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
  - (2) 打合せ等
- 2. 受注者は、コピー、印刷、製本、資料の収集及び単純な集計、トレースなどの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

### 第5条 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- 1. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 業務組織表
  - (3) 実施方針及び連絡体制
  - (4) 業務の範囲及び報告書
  - (5) その他
- 2. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

### 第6条 月間報告書

受注者は、別に定める様式により、次の各号に掲げる事項を記入した月間報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて提出するものとする。

- (1) 実施した業務の内容と課題
- (2) 工程表による各工種の進捗
- (3) その他必要事項

### 第7条 成果物

受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

1. 成果物作成には以下を考慮する。
  - (1) 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - (2) 目次及び頁を付す。
2. 本仕様書に様式の定めがないものは、発注者の指示による。
3. 提出する成果物は、次の各号に定める成果物とし、部数は、発注者の指示による。
  - (1) 月間報告書
  - (2) 打合せ記録簿
  - (3) 本業務に使用したすべての資料
  - (4) その他、発注者が指示したもの
  - (5) 各種電子データ

#### 第8条 引渡し前における成果物の使用

受注者は、成果物の引渡し前においても、発注者が成果物の全部又は一部の使用を求めたときは、これに応ずるものとする。

#### 第9条 検査

1. 受注者は、検査職員が本業務の完了検査を行うときは、監理技術者及び主任担当者を立ち合わせるものとする。
2. 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

#### 第10条 一般的留意事項

1. 監理技術者は、業務の適正な履行を確保するため業務従事者が行う業務に係わる次の諸事項が適切に行われるように、業務従事者を指揮監督しなければならない。
  - (1) 監理に関する業務の実施に当たって、詳細設計の受注者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに発注者にその内容を正確に伝えること。
  - (2) 監理に関する業務の実施に当たって、詳細設計の受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
  - (3) 監理に関する業務の実施に当たって、詳細設計の契約書及び設計基準等の内容を十分理解し、詳細設計の業務状況についても精通しておくこと。
  - (4) 業務の実施に当たっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 監理技術者は、第2章第3条に定めるところにより発注者と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 業務従事者は、監理技術者のもとに発注者から示された業務を適正に実施するものとし、発注者と監理技術者の協議によるものを除き、業務従事者の独断により詳細設計の受注者に対する指示、承諾を行ってはならない。

#### 第11条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第12条 守秘義務

受注者は、契約書第26条の規定により業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、業務完了後も同様とする。

#### 第13条 個人情報の取り扱い

受注者は、監理技術者、主任担当者、業務従事者に対し、本業務の実施にあたっては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の目的に十分配慮するよう周知徹底を図らなければならない。

#### 第14条 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり、本委託仕様書、契約書、設計図書又は発注者の指示について疑義が生じたときは、発注者と協議するものとする。

## 第2章 設計監理支援業務

#### 第1条 業務目的

本業務は、箕面市が別途発注する「北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計業務委託その1」及び「北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計業務委託その2」における設計監理の補助を行うものであり、発注者、地域創造部鉄道整備課担当職員を支援し、前記業務委託の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

#### 第2条 監理技術者の資格

監理技術者は鉄道構造物の設計について十分な経験を有する者で、技術士（「鉄道」・「鋼構造及びコンクリート」・「土質及び基礎」・「トンネル」部門）、又は鉄道設計技士あるいはRCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

#### 第3条 打合せ等

監理技術者及び主任担当者は、発注者と全体業務の履行状況等について、適宜打合せを行わなければならないものとする。

## 第4条 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

なお、受注者は、下記照査結果を踏まえて、発注者の指示のもと詳細設計の受注者に必要な指導を行うものとする。

### 1. 設計監理業務

#### (1) 構造計画の照査

受注者は、詳細設計の受注者から提出された一般図等資料について、概略設計および設計基準をもとに妥当性を検討し、その結果を発注者に報告するものとする。

#### (2) 構造計算の照査

受注者は、詳細設計の受注者から提出された構造計算書等資料について、設計基準に基づき構造モデル、荷重条件、応力計算等の照査を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

#### (3) 構造図面の照査

受注者は、詳細設計の受注者から提出された構造図面等資料について、設計基準に基づき構造計算結果との照合、製図照査等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

#### (4) 仮設計画の照査

受注者は、詳細設計の受注者から提出された仮設計画図等資料について、概略設計および仮設計基準をもとに妥当性を検討し、その結果を発注者に報告するものとする。

#### (5) 仮設計算の照査

受注者は、詳細設計の受注者から提出された仮設計算書等資料について、仮設計基準に基づき構造モデル、荷重条件、応力計算等の照査を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

#### (6) 仮設図面の照査

受注者は、詳細設計の受注者から提出された仮設図面等資料について、仮設設計基準に基づき仮設計算結果との照合、製図照査等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。また、詳細設計の受注者から提出された積算数量資料について、工事積算数量算出基準に基づき仮設計画図との照合、計算照査等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

#### (7) 工事設計図書の作成

受注者は、工事発注に必要な積算資料および工事設計図書（位置図、特記仕様書、数量計算書、図面等）の作成支援を行うものとする。

### 2. 技術検討会の運営

受注者は、「北大阪急行線延伸技術検討会」に必要な検討会資料作成、検討会への出席、検討会議事録作成等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

以上


# 設 計 書

委 託 名	北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部詳細設計監理支援業務委託						平成26年度				
委 託 場 所	箕面市	西小路4丁目				地内	地 鉄	域 道	創 整	造 備	部 課
着手年月日	平成27年 3月 日						施行期間	日間			
完了年月日	平成28年 3月17日										

設計概要	<p>(Ⅰ) 構造・仮設計画の照査業務 (Ⅱ) 構造・仮設計算の照査業務 (Ⅲ) 構造・仮設図面の照査業務 (Ⅳ) 工事設計図書の作成支援業務 (Ⅴ) 技術検討会運営業務</p>
設計金額	<p>請負額 円 (うち消費税相当額) 円</p>

## 設計監理業務

1 式当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ		式	1			B-1号明細表
構造・仮設計画照査		式	1			B-2号明細表
構造・仮設計算照査	積算数量精査含む	式	1			B-3号明細表
構造・仮設図面照査	積算数量精査含む	式	1			B-3号明細表
設計図書作成		式	1			B-2号明細表
技術検討会運営		回	1			B-4号明細表
直接人件費						
直接経費						B-5号明細表
直接原価						
間接原価						
業務原価						
一般管理費						
計						
消費税(8%)						
合計						









直接経費

1 式当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
印刷製本費		式	1.0			
旅費		式	1.0			
技術検討会 委員報酬		人/日	5			
技術検討会 会場費	大阪弥生会館(三笠)	式	1.0			
計						